

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第一部 労働者状態

## 第六編 農家の状態と農民の生活

## 第四章 林業および漁業労働者の状態

## 第二節 漁業従業者の状態

漁業に関する全国的官庁統計としては一九四七年八月の「水産業基本調査」(その大要は本年鑑第二三集に採録)の後、四八年七月の「漁業権調査」および四九年三月の「漁業センサス」等を数えることができる。しかしこれらの統計調査においてもなお漁業労働者その他の従業者の労働条件、生活状態についての包括的な調査は行われていない。そこでここでは四八年九月の全国漁業会調査の結果を紹介し、ついで部分的調査ではあるが、焼津他各地の漁夫生計費調査を記述したい。なお第178表は四八年九月漁業会の解体に先だって行われた漁村実態調査の結果中より、家族・雇人別漁業従事者数を集計したものである(近藤康男編「漁村の状況」一九五一年一月農林統計協会刊四四ページ以下)。これによれば沿岸沖合漁業の従事者は家族従事者と雇人をふくめて一、四八七、二五四人、沿岸その他の網漁業従事者は六五九、〇三八人となっている。つぎに第179表は主として漁夫を雇って経営する者と、他人に雇われて漁業に従事する漁夫およびこの両者の何れでもない漁業共同経営従事者に三大別してそれぞれの兼業や土地所有関係等を示したものである。

つぎに水産事情調査所において一九四九—五〇年度の漁夫生計費を調査した結果の概要を、水産庁漁家経済調査資料第三輯「漁夫生計費調査資料」(一九五一年一月刊)によって記述しよう。これは年間記帳式生計費調査の予察調査であるため対象漁夫の数も少く、(一地区二名)したがってどの程度に一般的な漁夫の生活状態を反映するものか疑問であるが、このような資料の少い現状ではこれをもって満足するほかはない。

まず静岡県焼津町のかつをまぐろ漁業に従事する漁夫についてみると、四七、八年の不漁と魚価低落、資材高騰等のため一般に漁夫の生活は窮乏におちいり、家庭内職が増加しつつあったが不漁のためその内職(魚加工)も減少するに至った。生計費の記述に先だち、漁夫の構成につき一言しておきたい。漁船乗組員は二〇屯級二—三〇人、五〇屯級三—四〇人、一〇〇屯級四—五〇人、一五〇屯級六—七〇人であるが、その職種別編成は船長、漁労長、機関長、通信士各一名、航海士、機関士各二—三名、ほかに油差一—二名、手伝の年少漁夫三—四名、他は一般漁夫である。調査された乗組員(一、七五〇人)の年令構成は二〇—二四才二〇%、二五—二九才一七・七%、三〇—三四才一三・八%で、これを基幹として外に一九才未満(一〇・五%)その他であるが、これは「徒弟制度的な訓練を受けながら補助的労働に従う」のである。漁夫の出身は地元四七%、近村三六・八%で、他県のもの比較的少ない。雇入期間も五漁期以上におよぶものが六七・四%に達し、雇傭方法も船主との親戚関係者一四一人、親子代々その船元の漁夫であるもの八四二人、船頭との縁戚知人関係者三二七人、その他個別的に雇ったものが四四〇人で、これら

の事実はかつを釣漁業が「手工業的技能、長期間の徒弟制度的訓練を経て習得されたものを基礎として、緊密な人的つながりを必要とする漁労体系の上に成立して」いることを示している。

さて漁夫の収入を決定する利益分配制度であるが、かつを漁船においては水揚手取金より航海経費(食費、餌料、氷代、燃料、船具代、保険金、税金その他)と沖乗奨励金(5%)船徳置歩(10%)積立(10%)漁業益金を差引いた残額を、船主四五%、船中(乗組員)五五%の割に分配するのである。(ここに置歩とは準備金として積立て漁期末に船主と船中に分配するものをいい、沖乗奨励金は海に出て行った者にのみ支給され、船徳は船、漁具、船具の修繕に充当する。船主への分配は償却費、営業費、金利、配当金にあてられる。)

船中はさらにこれを、船長一・六、漁労長一・五、機関長一・六、通信士一・五、航海士一・三、機関士一・三、油差一・二、一般漁夫一・〇、手伝〇・八の代(歩合)によって分配するのである。さらに最低保障として船長、機関長二、〇〇〇円、一般漁夫一・六、〇〇〇円が支払われることになっている。

このようにして分配された収入は、たとえば機関士のばあい一九四九年度年間計九一、七六〇円、五〇年度(一月より六月まで)四一、九五五円で、支出はそれぞれ一三九、四四五円、五六、四一六円となっており、かなり大きな赤字を支出している。いずれの年も一月平均七・八、〇〇〇円であり、外に船主のさば船に乗組むがこの収入は僅かで、家族はしぼりぞめ、おびあげの内職をなすも収入は少ない。機関士は前述の通り一般漁夫より分配率は良く、その収入は多いのであるが、このように驚くべき低収入である。

つぎに網代における巾着網漁業に従事する漁夫の所得はつぎのようにして分配される。即ち総水揚高より諸経費を差引き、それより三三%を網歩として差引きその残りを一〇三に分配して一代として漁夫一人分の所得となる。食事は各自持、賃銀支払は漁のある月は二回、不漁の月は一回、また不漁の時は賃銀の前貸しを行い漁のある時差引かれる。一九四八年における漁夫一人の所得は一二四、四〇〇円、月平均一〇、〇〇〇円程度である。四九年においては年一三〇、二一三円で前年よりやや多い。

その他宮城県女川町における調査も漁夫の月平均収入一〇、〇〇〇円以下のものが多数で、いずれの調査結果によるも、漁夫の収入はきわめて低額で、漁家経済の赤字を家族員の内職その他によって補いつつも、低い生活水準を余儀なくされていることがわかる。

漁業出稼労働力の諸形態 北海道における春にしん漁業は毎年三月上旬から五月下旬までの三カ月間約六千万貫の漁獲をあげ、わが国沿岸漁業の中でもっとも重要なものの一であるが、一九五〇年三月農林省のおこなった調査によれば、同年における漁業労働者数は、定置網二四、四二〇人、刺網四七、八八〇人合計七三、三〇〇人に達する。このうち定置網では大部分が雇傭労働力に依存し、刺網は家族労働力を主としている。前者の経営形態を見ると、純粋な資本制企業から小規模な漁家的経営にいたるさまざまな形態を見出しうるが、以下それに雇傭される出稼労働力の諸形態について見ることにする。(「農林統計調査」第二、三号。大石清一郎「にしん漁業における出稼労働力の問題」による)

1 自家農業労働力の出稼。これは道外に多く、農閑期を利用するもので、規則的な回帰性を有している。

2 自家漁業労働力の出稼。道内に多く、冬期から初春にかけて、沿岸零細漁民の経営にとって過剰労働力のハケ口となっている。

3 ジプシー的漁業労働力の出稼。道外に多く、とくに漁村出身者で経営の維持できなくなった小漁民層からの脱落者である。

4 自由労働者的な出稼。道内に多く、人夫日傭として各地をわたり歩くもので、たとえば、にしん漁夫→農業日傭→樵夫馬車迫い等のコースをたどる。

5 一定期間他産業にやとわれた賃労働者が出稼。これは近代産業の失業者や副業的な兼業労働力である。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---